

Weekly コラム

令和 7 年 2 月 26 日

〒541-0055 大阪府中央区船場中央 2-1

船場センタービル 4 号館 4 階

船場経済倶楽部

Tel 06-6261-8000

(NPO 法人 SKC 企業振興連盟協議会) Fax 06-6261-6539

人の輪・衆智・繁栄

活動方針



当団体は、異なる業種の経営者が相集い、力を合わせ、自らの研鑽と親睦を通じて、斬新な経営感覚と新たな販売促進を創造して、メンバー同士でより健全な事業所とその事業所のイメージアップを図り、地域社会に貢献できる事業所となることを目的とする。

セーフティ共済 節税目的の利用を制限

中小企業倒産防止共済(経営セーフティ共済)による節税手法が 10 月 1 日から一部封じられました。これまでは解約と再加入を繰り返すことで何度でも掛金を損金算入できましたが、今後は解約後に損金算入できなくなる期間が設けられ、節税目的での利用が制限されます。

経営セーフティ共済は中小事業者の連鎖倒産を防ぐための制度で、加入者は取引先が倒産した際に、無担保・無保証人で掛金の最大 10 倍(上限 8 千万円)の金額を借りることができます。掛金は月額 5 千円から 20 万円までの範囲で選べ、その全額(年間最大 240 万円)を損金算入することが可能です。

同共済では、解約時に解約手当金を受け取れます。解約事由や加入期間に応じて支給率は異なり、自己都合の解約でも掛金を 12 カ月納めていれば総額の 8 割、40 カ月以上であれば全額が返還されます。

こうした仕組みを踏まえ、共済制度としてだけでなく、多くの事業者が節税策としても活用されています。積立金が上限に達した時点で共済を解約して再加入すれば、掛金の損金算入を繰り返せるからです。

解約時に受け取る手当金は収益扱いとなりますが、赤字の会計期間に解約すれば課税を免れることが可能。また、役員退職金など大

型の経費を計上した際に解約して相殺する方法も考えられます。

中小企業基盤整備機構によると、2022 年度の任意解約 3 万 2570 件のうち、解約手当金が 100% 支給される加入後 3 年目と 4 年目の解約件数は計 1 万 775 件で全体の約 3 割を占めたそうです。解約から再加入までの期間が 1 年未満のケースが 72.1%、1 年以上 2 年未満が 11.5% で、2 年以内に再加入する割合は 8 割以上となっています。2024 年度の税制改正で、解約後に再加入しても解約から 2 年が経過するまでは掛金の損金算入を認めないこととなりました。

記事の内容に関するお問い合わせは事務局までご連絡ください。

ウィークリーはメールでの配信も行っております。お手数ですが、「メール希望」・「配信停止希望」と件名にご入力の上、

skc-soudan@skc.ne.jp まで空メールをご送信ください。また、FAX ご不要の際は、その旨をお電話にてお申しつけください。